



## CONTENTS

## I New Dean

法学研究科長就任のご挨拶	宮脇 正晴	2
法務研究科長就任にあたって	和田 真一	4

## II New Face

A STRANGER IN A STRANGE LAND	ウルフ マイケル	6
着任のご挨拶	谷江 陽介	7
立命館大学着任にあたりまして	松川 充康	8
着任のご挨拶	山崎 笑	9
理論と実務と教育と	和田 吉弘	10

## III Sabbatical

ゲッティンゲンにて	嘉門 優	12
在外研究報告	樋爪 誠	14

## IV Ceremony

平井嘉一郎記念図書館開館式に寄せて	宮井 雅明	16
-------------------	-------	----

## V Study Group

研究会		18
-----	--	----

## VI Research Grant

科研費		18
-----	--	----

## 新法学研究科長挨拶

New Dean

## 法学研究科長就任のご挨拶

宮脇 正晴 MIYAWAKI Masaharu

法学研究科長に就任して、1ヶ月が過ぎようとしております。この間、役職上、入学式をはじめとする種々の式典に出席したり、あいさつをしたりする機会が何度かありましたが、まだ慣れないというのが正直なところです。私自身にそれらしい貫禄とかオーラみたいなものが全く備わっていないせいか、私が研究科長を名乗る相手方は、目の前の天然パーマの男が研究科長であることについて驚きまたは疑念を抱いているように感じられますし、私自身も自分が研究科長であることについて大丈夫なのかと思うこともままあります。他方で、このような大役を仰せつかったのは、それだけ信頼をいただいているということでもあり、その重みも実感しておりますので、何とか職責を果たさなければ、とも思っております。

法学研究科の博士課程前期課程の今年度の入学者は9名で、これは私が2003年に赴任してから見たこともないほど少ない数です。昨年度は23名で、(今からしてみれば多いようにすら思われますが)この時点で定員(60名)の半分を下回る危機的状況となっております。私は大学院担当の副学部長として、広報活動の強化等に取り組んだのですが、結果的には昨年度の半分をも下回るという、最悪な結果となってしまいました。

このような結果となった原因はよく分かっていません。昨年9月に行った入試で志願者が少なかった時点では、就職活動の時期が後ろ倒しになった関係で、9月になっても就職活動が終わっていない者が相当数いたことが



原因ではと推測していたのですが、今年2月の入試でも志願者数は回復しなかったことや、本学の人文社会学系の他の研究科をみても法学研究科ほどは志願者が落ち込んでいなかったことからすると、この推測は外れのようです。他大学に目を転じると、法学研究科で60名もの規模の定員設定をしているような大学がそもそもごくわずかしか存在しません。入試難易度が本学法学部と同程度で、そこその規模の入学定員を設定しているような法学部を擁している私大であっても、法学研究科の定員は20名かそれ以下で、入学者は1,2名程度ということも珍しくありません。そのような状況からすると、入学者9名でも、「健闘」しているといえるのかもしれませんが。

法学の分野では、もともと大学院というのは研究者を目指す人のみが進学するところでしたが、次第にそれ以外の人にも門戸を広げてきました。私が本学に赴任したときはその拡大路線のピークの時代にあり、非常に多く

の院生が在籍していました（確か100名以上の院生が在籍していたと思います）。その院生をおおまかに分類すると、①法曹を目指す人、②法曹以外の専門職（司法書士、弁理士、税理士など。特に税理士）を目指す人、③公務員を目指す人、及び④（おもに民間就職を念頭に）より専門的な知識を身に付けたいと考える人、といったところかと思います。このうち、①の人は、法曹養成制度が変わったので、ロースクールに行くこととなりました。残るは②③④の人たちですが、これらの人たちも徐々に減少し、ついに今年激減してしまいました。

この激減の原因が何なのかについては、すでに述べたようによく分からないので目下調査中なのですが、そもそも法学部生に法学研究科が進路の選択肢として全く意識されていないような気がしてなりません。そうだとすると、広報の強化が課題となります。これについてはポスターの掲示、チラシ配布やダイレクトメールの送付等昨年度もいろいろな取り組みをしたのですが、これを継続しつつ、

ホームページでの情報発信の強化等、新たな取り組みをしていきたいと思います。また、学部生にとって大学院が身近に考えられるような環境（院生との交流機会が多いなど）作りも重要です。こちらは長期的な課題ですので、そのような環境の素地を作れるようにしたいと考えています。

もちろん、広報の強化以外にも課題はあります。これも長期的な課題になりますので、他大学の動向を調査しつつ、カリキュラムの改変等も視野に入れて議論していきたいと思っています。幸い、宮井学部長はじめ法学部の執行部のメンバーは、新しく大学院担当副学部長になられた石橋先生も含めて、的確な意見をいただける方ばかりですし、大学院教務委員会にも見識ある先生方が名を連ねておられます。中心になるべき私が一番頼りないという状況ですが、皆さんに助けをもらいながら、難しい課題に取り組んでいきたいと思えます。

（みやわき まさはる・知的財産法）



## 新法務研究科長挨拶

New Dean

## 法務研究科長就任にあたって

和田 真一 WADA Shinichi

就任にあたってとタイトルをつけましたが、就任後もう一か月ほどが過ぎてしまいました。しかし、任期3年を考えるとまだ「あたって」くらいで良いのかもしれません。

さて、10年ひと昔と言いますが、法科大学院が設置されて13年目を迎えました。2004年4月に授業を開始したときには、新しい司法試験がどんなものになるのかも分っていませんでしたし、選択科目すら確定していませんでした。あの当時は何か教員も院生も、力技で乗り切っていた気がします。それに比べると、法科大学院の授業などの内部体制は、ずいぶん洗練されて（その分力みも取れて）きました。

しかし、法科大学院制度自体がまだまだ若く、どう育てるかはこれからにかかっていると思います。バブル経済崩壊後、社会全体に大失敗感の漂う不安のなかで、これからどうするか、様々な分野に改革プランが出され、その中で司法制度改革も浮かび上がり、裁判員制度など共に法曹養成制度の見直しの話も急速に現実のものとなりました。当時の旧司法試験についていえば、科目や口頭試問を見直したり、若手枠を設けてみたりしながらなんとか1500名程度の合格を出してきたものの、行き詰まり感のようなものはあったと思います。もっとも、その中でも、大学、法学部は司法試験とはずっと無関係で、司法試験受験生の勉強も、大学ではなくもっぱら予備校です。ですから、新しい法曹養成のあり方として、大学で、大学院教育でお願いします、ということになったのは少な



くとも私にとっては青天の霹靂とも言うべきでしたが、頼りにしていただけなのは大学にとっては有り難いことだったと思います。

もっとも、旧司法試験受験者が法科大学院になだれ込んできた最初の頃は特別として、法曹志望者は右肩下がりに減少を続けています。法科大学院制度に対するいろいろな批判や意見がありますが、結果的には、法科大学院からの情報発信もやはり弱かったと言わざるを得ないように思います。一言でいえば跳ね返せていません。司法統計の地裁の新受事件数の過去5年、平成22年度から平成26年度を見ますと、刑事事件は民事ほどではありませんが、86,387件から72,776件へ減少、民事事件が訴訟、執行、破産がいずれも毎年減少して、817,062件から580,555件へ3割近くも減っています。弁護士の数が増えただけではなく、事件も減っているという話を聞きますが、事実そういう面があるようです。もっとも、法科大学院発足時から、このようなこ

とも想定されていて、たとえば法科大学院協会は当初から修了生の職域に関する委員会を設けて、取り組んできました。私も副研究科長のときにこの委員会の委員を務めていましたので、この問題への取り組みにも各法科大学院で温度差があり、いろいろ苦労があったのを思い出しますが、法科大学院修了者の企業や国家公務員、地方公務員の職域の拡大は少しずつですが確実に進んできていると見ています。やれているが伝わっていないだけだとは言いきりませんが、こういうことを正確に伝えることはもっと意識すべきだったと思います。

さて、法科大学院制度には、適性試験の要否、当初の目的と異なり法科大学院生の早期法曹資格取得の道となっている予備試験の問題、これまた当初の目論見と異なり多様な専門性を持った学部卒者または社会人経験を生かして法曹を目指す者ではなく、法学部出身者がほとんどを占めている法科大学院3年制未修者コース等、大きな制度的課題がつけられています。特に最後の未修者コースについては、法学部教育との接続をもう一度考え直すべきであると思います。わが国には、法

学部と法科大学院に2種類の法律学の基礎的体系的な教育制度があり、しかも先述のように、その両方を通過している学生がかなり存在するというのは、ていねいすぎるというか無駄の多い教育プロセスのように思われます。立命館だけで議論してどうなる問題でもとうていありませんが、法学部の先生方とも機会を見て意見交換ができればと思っています。

最後に、法科大学院を修了し、裁判官、検察官、弁護士などの道を歩みだした修了生は、それぞれの道で数年から10年近いキャリアを有するようになってきました。活躍してくれている修了生達は、法科大学院を支える大きな力になっていると実感されます。彼女ら彼らの活躍ぶりも、大学生あるいは広く社会に向かってどんどん発信し、また、これからの法曹界を担うこの人たちから、法科大学院への注文も聞いていきたいと思います。そして、優秀な素養を持ち、志の高い法曹志願者を少しでも増やしていければというのが、何よりの願いです。

(わだ しんいち・民法)



## 新任紹介

## New Face

## A STRANGER IN A STRANGE LAND

ウルフ マイケル *WOLF Michael*

The road I travelled towards a career in law was rather long and winding. I was an undergraduate student in upstate New York, lived in Osaka for a few years, and graduated from law school in Hawaii. In 2000, I became an attorney licensed in the states of New York and Connecticut. I practiced law in Connecticut for almost eight years, mostly in estate planning and probate litigation. It was interesting work, but I decided to move to Tokyo in 2008 when an opportunity to be a more global lawyer arose. I knew this would make me a stranger in a very different legal land, but looked forward to the challenge.

In Tokyo, I worked at a Japanese law firm as international counsel. It provided me with a very different perspective from my experience at an American law firm, and highlighted some major differences between the legal cultures of the two countries. At the same time, I also taught American law at Temple University, Japan Campus. I was impressed that so many Japanese students wanted to not only communicate, but also learn and study in a foreign language.

In 2011, I moved to Nagoya and began another chapter in my legal career as in-house counsel at Mitsubishi Aircraft Corporation. The aviation industry is a very exciting field of practice, where things can change at a rapid



pace. Representing the company in diverse roles brought new and interesting challenges almost every day.

I moved to Kyoto in March because I could not resist the chance to teach Anglo-American law at Ritsumeikan University. Even though my career has taken me to many places throughout the U.S. and Japan, working here has made me feel less like a stranger in a strange land every day. Despite my poor Japanese language skills, everyone has been very kind and welcoming. I hope I can use the practical knowledge and experience gained as a lawyer to benefit my students. I want to encourage them to speak without hesitation, and without the fear of making mistakes in a foreign language. This is a difficulty I face with the Japanese language in my daily life, so I greatly respect the efforts of the students who

want to learn in English. Open communication tends to turn strangers into friends, and

unfamiliar places into exciting adventures.

(ウルフ マイケル・英米法)

New Face

新任紹介

## 着任のご挨拶

谷江 陽介 TANIE Yousuke

本年4月に法学部に着任しました谷江陽介でございます。このたび、伝統のある立命館大学法学部で研究・教育に携わる機会をいただくことができたことは身に余る光栄です。龍安寺、金閣寺、北野天満宮等の歴史に囲まれた緑の豊かな場所で、腰を据えて様々なことに取り組みたいと考えています。

専門は、民法です。締約強制による契約自由に対する制限場面を対象とした研究を行っています。具体的には、NHK受信契約を強制的に締結させることができるのかという問題、家庭用電気を含めた小売全面自由化の進展と締約強制による規律の是非等を対象とした研究に取り組んでいます。従来、締約強制に関する議論は、公益事業の場面を中心に展開してきたところ、この場面では、供給主体に着目すると行政法を中心とした公法の対象になるのに対して、供給を根拠づける契約に着目すると民法を中心とした私法の対象になります。民法学と行政法学の双方に関連した領域からか、消極的抵触が生じており、いずれの領域からも締約強制に関する研究は十分になされてきませんでした。数少ない先行業績のひとつとして、末川博先生によるいくつかのご論稿があります。今回立命館大学でお世話になることになり、立命館と特別なご縁を感じた次第です。

前段では、研究テーマを真面目に紹介しま



したが、大学院在籍時から現在に至るまで、「勉強するのも遊ぶのも全力で!」というスローガンのもと、後者の方にも力を注いできました（ゼミのスローガンでもあります）。もちろん、「遊ぶ」といっても羽目を外すわけではなく、おいしいお店の探求、ウォーキング・ランニング等の運動、草野球への参加等々、社会通念上相当と認められる範囲内で動き回っています。現在は、鴨川ウォーキング・ランニングを日課にしています。これと、日頃の修学館、存心館の往復で運動不足の解消を試みています。

京都生活は、初めてです。京都という古都の文化に触れるのも大変重要なことであると考えています。神社・お寺めぐりはもちろんのこと、京都の食文化に接し、味覚の面から

京都の文化に慣れ親しむことにも取り組みたいと思います。これまで、お酒を主とするお店を専門としてきましたが、今後は、開拓範囲を広げていきたいと決意を新たにしているところです。

当然のことながら、研究・教育第1なのは言うまでもありません。伝統のあるこの場所で、研究・教育に携わることができると大変楽しみにしています。よろしくご指導ください。

(たにえ ようすけ・民法)

## 新任紹介

## New Face

### 立命館大学着任にあたりまして

松川 充康 MATSUKAWA Mitsuyasu

この4月から、立命館大学法科大学院の実務家教員となりました京都地裁裁判官の松川充康と申します。伝統ある立命館大学の教壇に立つことを大変光栄に感じるとともに、自分のような者が大学教育に携わり、法曹を目指す学生の皆さんのお手伝いをする立場となることへの緊張感もひしひしと感じています。

私が裁判官となりましたのは平成13年10月のことです。これまで、民事事件を中心に担当してまいりましたが、民事訴訟全般を幅広く担当していた時期がある一方、医療集中部や知的財産権専門部といった専門訴訟をもっぱら扱う部にも在籍しました。ジェネラリストとスペシャリストという裁判官としての両面を経験できたことは、とても貴重な財産と思っています。また、家庭裁判所在籍時には、離婚事件や遺産分割事件をはじめ、法律で割り切れない紛争に日々直面しましたが、そういう紛争であるからこそその法律家の役割を考えさせられました。

法科大学院での担当科目は、実務基礎科目のうち、必修とされる「要件事実と事実認定」と、その発展編ともいえるべき「民事裁判総合演習」です。学生の皆さんには、法律実務家としての「思考の型」といふべきものを、私



なりに伝えられればと思っています。私は法学部出身ではなく、大学入学当初は、法律家になりたいと思っていたわけでもありませんし、むしろ、漠然ながら、心理カウンセラーのような職業に憧れを抱いていた時期もありました。そんな私が、法律家に引き付けられた理由は、今から振り返って言葉にしてみますと、人や社会と接し、向き合うに際し、法的な「思考の型」が自分の中心軸にあることの強みを直観したのかもしれませんが。「要件事実」や「事実認定」そのものももちろん大



切ですが、学生の皆さんには、それらの学びを通じ、法律家としての「思考の型」を体感し、その基本を身につけてもらえればと思いますし、私自身にとっても、自分の型を再検証する機会にできればと考えております。

最後に、経歴紹介も兼ねて1点加筆しますと、法務省に出向してASEAN 諸国などへの法整備支援に携わった時期もありましたが、この経験を通じ、日本の法曹界も、アジアと

いう文脈で自分達の将来像を一層考えるべき時期にあると、私なりに痛感したものです。そういった観点でも、APUをはじめとする先進的な取組みを重ねられてきた立命館大学から、いろいろと学ばせていただければと思っています。

どうぞよろしく願いいたします。

(まつかわ みつやす・民法)

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

山崎 笑 YAMAZAKI Emi

平成 28 年 4 月から法科大学院に着任いたしました山崎笑と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、自分で言うのもなんですが、立命館とは非常に古くから関係があります。最初のきっかけは、(今は長岡京に移転してしまいましたが)伏見区深草の立命館中学に入学したときに遡ります。その後、立命館高校、立命館大学法学部、立命館大学法科大学院へと進学し、実に 12 歳から 23 歳までの約 11 年間にわたって、立命館に在籍しました。

法科大学院卒業後に司法試験に合格し、司法修習生を経て、大阪の関西法律特許事務所にて弁護士として働くことになり、この間は、いったん立命館から離れておりました(年に数回、OG として後輩に話をしに行く機会はありましたが)。しかし、大変ありがたいことに、平成 26 年 4 月から非常勤講師として教鞭をとらないかとのお誘いをいただき、再び立命館に戻って来ることになりました。そして、平成



27 年 4 月からは客員教授となり、本年 4 月からはめでたく(?)専任教員としてお世話になることになりました。なお、本業の弁護士業務においても、平成 27 年 7 月に関西法律特許事務所を独立し、山崎法律事務所を開設しました。このように昨年は、個人的にいろいろな転機があり、感慨深いものもあります。

思えば、これまでの私の 30 数年間の人生のうち、実に約半分以上の期間において、何ら

かの形で立命館に関わらせていただいていることとなります。このようなご縁をいただいておりますことを、心から感謝しております。

法科大学院では、税法務演習や民事法実務総合演習、公法実務総合演習、リーガルリサーチ&ライティング、リーガルクリニックなどの科目を担当させていただきます。

私は、法科大学院の既習1期生であり、新司法試験（現在では旧司法試験がなくなったため、単なる「司法試験」の名称になっています。）の1回目の受験者かつ合格者です。当時は、試験に関する情報がほとんどないか、あるいは、まだ試験内容の詳細が決まっていない（当時は、会社法の大規模改正が行なわれた直後で、出題範囲について、旧会社法（商法）とするのか新会社法とするのかが、本試験の数か月前まで決まっていませんでした）。ような状況で、非常に勉強に苦勞をした記憶

があります。今は、私が勉強をしていた頃に比べると、たくさんの参考書や問題集が出ており、私が感じたような苦勞を感じておられる学生さんは少ないのかもしれない。しかし、勉強を進めていくうちに出てくる悩みや突き当たる壁については、今も昔も大きく変わらないのではないかと思います。ですので、学生の皆さんに対しては、当時の私の実体験を通して、法科大学院での2年間もしくは3年間の生活の中でどのような学習をすればよいのかということを中心とした指導にあたりたいと考えております（それが、教員としての私に対して期待されていることであると自負しております）。

若輩者であります。どうぞ、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

（やまざき えみ・税法）

## 新任紹介

## New Face

## 理論と実務と教育と

和田 吉弘 WADA Yoshihiro

このたび、縁あって立命館大学の法務研究科に在籍させていただくことになり、大変光栄なことと感じています。私は、これまで、法律に関する限りではありますが、いろいろなことをやってきました。理論も考えたい、実務にも携わりたい、教育も重視したいと欲張ってきたようです。

まず、私は、法律の中で民事訴訟法という分野に強く惹かれて、大学院に入学しました。修士課程にいるときに幸い司法試験にも合格しましたが、法律の理論的な面にいっそう関心を持つようになっていましたので、すぐに



は司法修習生にならず、博士課程へ進学して研究を続けました。

その後は、司法修習を経た上で、明治学院大学法学部に勤務することになりました。その大学にいる間、2年間シアトルのワシントン大学へ留学させていただき、そのころから、日本の法学部の教育、司法研修所の教育、アメリカのロースタールの教育を自分なりに比較するなど、法学教育、法曹養成にも大きな関心を持つようになりました。

他方で、私が理論面を考察してきた民事訴訟法というのは裁判の手續上のルールを扱うものですので、裁判実務にも携わりたいという気持ちが大きくなり、当時弁護士登録することさえ認めていただけなかった明治学院大学を退職して、裁判官になりました。東京地方裁判所で一般民事を担当していました。東京地方裁判所はとても忙しいところでしたが、生きた法律の現場を目の当たりにし、とてもやりがいがありました。

そうした中、今度は青山学院大学から法科大学院を作るので協力してほしいという話がありまして、大学の世界と実務の世界とを教育の面から橋渡しするのも、その両方の世界を多少は知った私の役割かもしれないと思い、思い切って裁判所を退職してそこに勤務しました。しかし、その後、必ずしも十分な教育をさせていただけないという思いからそれも退職しまして、弁護士や執筆活動、その他の活動をしてきました。私がどうしても完成させたかったのが、司法試験受験生の目線に立った民事訴訟法の概説書の執筆で、私の不勉強から何度も暗礁に乗り上げながらも、なんとか「基礎からわかる民事訴訟法」と題する本として出版されるに至りました。この

本は、それまでの私なりの研究や実務経験から、学説の世界の民事訴訟法と実務の世界の民事訴訟法とをできる限り融合して説明しようと試みたもので、うれしいことに、現在司法試験受験生の皆さんが学習する上での定番の1つにさせていただいたようです。

なお、最後に私の趣味についても一言触れさせていただきます。趣味は音楽で、最近はフルートでいろいろな音楽を吹くのが面白いと思っています。

立命館大学は、理論だけでなく実務も教育も重視する大学だと思います。私はそうした大学に身を置かせていただくことに深く感謝しながら、これまでの活動をもとに、理論、実務、教育のいずれの面でも社会にいつそう貢献ができるよう努力していきたいと考えています。よろしくお願ひ申し上げます。

(わだ よしひろ・民事訴訟法)



## 外留報告

## Sabbatical

## ゲッティンゲンにて

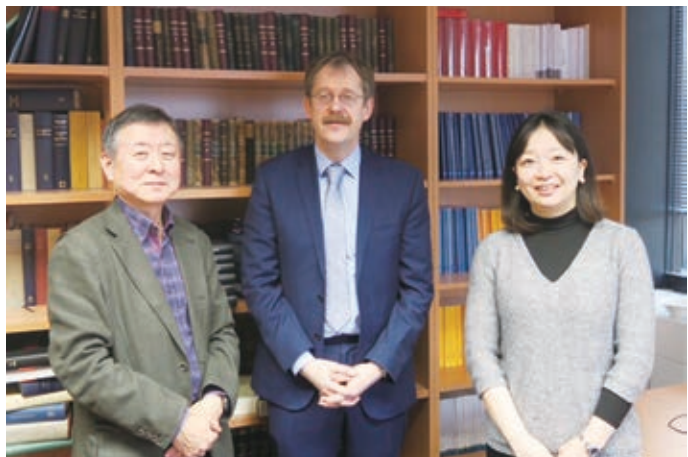
嘉門 優 KAMON Yu

まず冒頭にて、2014年9月から1年半の間、ドイツのゲッティンゲン大学（Georg-August-Universität Göttingen）での学外研究の機会をいただき、また、快く送り出してくださった法学部・法務研究科の先生方に御礼申し上げます。

ドイツでは、以前からお世話になっていた、同大学の研究所（Institut für Kriminalwissenschaften Abteilung für strafrechtliches Medizin-und Biorecht）所長である Gunnar Duttge 教授のご厚意により、同大学客員研究員として滞在し、研究活動を行うことができた。Duttge 教授のアドバイスに従い、研究活動を進める中、現在ドイツにおいて性刑法が大きく動いているという情報を得ることができた。それをきっかけに、性刑法の研究、とくに、性犯罪における手段としての暴行・脅迫要件のあり方、さらには、刑法における「被害者の意思侵害要件」の判断のあり方について研究を進めることによ

り、重要な示唆を得ることができるのではないかと考えるに至った。

現在、日本では、法制審議会による性刑法の改正案が提出されているが、ドイツにおいても、昨年末に性的虐待罪（ドイツ刑法 179 条）に関する新たな法案が提出され、同様に保護の拡大の動きがみられる。このように、両国だけでなく、世界的に見ても、性犯罪をより広く処罰していこうという流れの中で、「被害者の意思に反する性行為」の概念は拡大傾向にある。しかし、その判断の中核にある「被害者の意思に反する」という要件はこれまで、認定が難しいとされてきた要件であり、この概念が拡大し、あいまいになればなるほど、国民の社会生活、行動規範に大きな影響を及ぼすおそれがある。より詳細な研究内容は別稿に譲るが、今後、性犯罪にとどまらず、強要罪を中心に、被害者の意思侵害要件について研究を進める予定である。



松本克美教授、Duttge 教授とともに

以上のような研究室での活動だけでなく、ドイツが他の欧州各国からの影響を受け、さらに、難民の流入により社会規範も変化を迫られるなかで、ドイツ刑法学がそれにどう適応するか、苦しみつつ議論している姿を間近で見ることができ、非常に貴重な経験をすることができた。また、留学のまとめとして、2016年2月にゲッティンゲン大学の刑事法部門の先生方、助手の前で「Der entgegenstehende Wille im Bereich der Sexualdelikte」と題した報告を行う機会を得たことも私にとって大きな収穫であった。

渡独前は不安ばかりだったが、Duttge 教授をはじめ、研究所の方々、さらに、心優しい友人にも恵まれ、何不自由ない生活を送ることができた（3回も窃盗にあった経験は余計だったが）。在外研究の機会を下された先生方、ならびに、ドイツでお世話になった方々にご恩をお返しするという意味でも、今回の留学で得た成果を研究論文として具体化し、さらに、得られた貴重な経験を教育という形で学生の皆さんにも還元できればと考えている。

(かもん ゆう・刑法)



ヤコビ教会の塔から  
見たゲッティンゲン  
中心部



旧市庁舎前の広場の  
噴水台に立つ“ガチョ  
ウ番の娘リーゼル”  
(Gaenseliesel)

## 外留報告

## Sabbatical

## 在外研究報告

樋爪 誠 *HIZUME Makoto*

2015年度後期に、米国ワシントン州のシアトルにあるワシントン大学 (University of Washington (以下 UW)) のロースクールにおいて訪問研究員として在籍し、研究してきました。2005年以來2度目の在外研究の機会に恵まれたことは、若手懇はじめ同僚の皆さんのご理解のお蔭だと心から感謝しております。

さて、「ワシントン」という名称からなかなかシアトルにあるとは認識されない UW は、西海岸屈指の総合大学であり、全米にも名を轟かせる名門校です。広大なキャンパスは University District (「大学域」って感じかな) として町の一角を占めており、地元の人たち

からもユーダヴあるいはマスコットのハスキー犬からハスキーと呼ばれ愛されています (ちなみにシアトルでは Dog のことを Dawg と書きます)。「成長の止まることのない街 (Rapid Growing City)」を自認するシアトル市民にとって、UW はボーイング社、スターバックス、NBL のシーホークスと並んで、その象徴的存在なのかもしれません。

ロースクールは、講義棟、研究棟、事務棟および図書館が一体となった Gallagher Law Library に存在します。UW の中には十数種類の図書館がありますが (全部行くことはできなかった)、その中でもデザイナー建築的外観が非常に個性的な建物です (写真参照)。



Gallagher Law Library, Univ. of Wash. School of Law

ロースクールでは、Jonathan A Eddy 教授、Daniel H. Foote 教授（当時）のご助力もあり、充実した研究時間を過ごすことができました。また、研究会等を通じて、竹中俊子教授、Dongsheng Zang 准教授といった Asian Law Center の中心的メンバーの方々とも交流できました。UW へ半ば「飛び込み営業」のように入ってきた私を暖かく迎えてくださった上記先生方に心からお礼申し上げます。また、公私に渡りサポートしてくださったディレクターの Dana Raigrodski さんと職員 Jane Fulcher さんの存在なしに私の研究生活は維持できなかったと思います。こちらから言うのはおこがましいですが、こういった方々との出会いがあるから留学はやめられない、と改めて思いました。そう思うと、UW を御紹介くださった吾郷眞一本学教授には改めて心底より感謝いたしております。

米国で勉強するのは初めてでしたので、全てのことが私には新しく刺激的でした。学んだことを網羅的に書くことはできませんので、ここでは全体に共通する一つの印象のみを書き記します。それは、「全米 (Nationwide)」という感覚がこの国の民事法にはない、という点でした。私の専門である国際私法の世界では、米国は「州際事件と国際事件」を区別しない国だとしばしばいわれます。それと意味するところは同じなのかもしれませんが、今回、米国の他の法分野も勉強する機会を得た中で感じたのは、国全体を見渡す必要はあ

っても国全体で方向性を示すことをそもそも必要としていないのではないかという点です。うまく説明できていないことは自認しますが、この感覚を持ったことが随分と勉強の上でも助かったというのは事実です。今後の成果の中で、もう少ししっかりと伝えていければいいかなと思っています。

一方、シアトルの生活ですが、たいへん心地よかったです。雨が多いと言われますし、実際多かったですが、よく言われるように私にだけ降るわけではないのであまり気になりませんでした。傘をささない文化にも随分慣れました。健康に気を配る人が多いのか、ジョギングあるいはウォーキングをする人が多いことに最初は驚かされましたが、結局、私も走っていました。Green Lake という湖の周りを走るのがお気に入りでした。仕事がかさむ日々もありましたが、大学のスタッフだけでなく街の人が皆気さくであったことに救われたことも多かったです。現地で知り合いになった人はみな口々に「次は夏においで」といいました。うまい具合に夏にいけるかはともかく、帰りたいと思える街に留学できたことは幸せでした。

(ひづめ まこと・国際私法)



Green Lake

## 式典報告

## Ceremony

## 平井嘉一郎記念図書館開館式に寄せて

今年の3月30日、平井嘉一郎記念図書館(以下、便宜上「新図書館」と略称させていただきます。)の開館式が盛大に執り行われました。開館式の後、内覧会があり、私は、このとき初めて新図書館の様子を知りました。

思えば、本格的な図書館の開設は立命館大学の長年の懸案でした。従来の衣笠キャンパスの図書館は、たんに古いだけでなく、もともと手狭で、学生や教員にとって誇れる存在とはいえませんでした。私も、高校の図書室と雰囲気が変わらないなあと(学生の頃から)感じてきました。BKC、朱雀、OICといった新たなキャンパスの開設に伴い、それぞれに新たな図書館が設置されましたが、率直に言って、各キャンパスで目玉といえるほどの存在ではなかったような気がします。内覧会が終わった後、ようやく立命館大学にも他に誇れるような立派な図書館ができた実感できました。

新図書館は、パルテノン神殿を思わせるよ

うな重厚な外観の建物で、衣笠キャンパスの新たなシンボルとなりそうです(存心館の時計台も負けてはいられません)。内部も広々としていて、座席の数や種類も格段に増えました。閲覧席の総座席数は2,000席以上、そのうち電源コンセント付座席は約1,100席、左右に仕切りがあるキャレル席は約850席、そのほか、個人研究ブースも備えられています。

また、新図書館は、図書館として最新の設備を備えています。その代表例は自動貸出機能付図書館ゲート(カシダスゲート)なるもので、カウンターに立ち寄ることなく、本を持ったままウォークスルーで貸出手续ができるそうです。そのほか、約10冊の図書について一度に貸出・返却手续が可能となる最新の自動貸出返却機や、RUNNERSで検索した本を自動で出庫することが出来る自動書庫が備わっています。

しかし、何ととっても、新図書館の最大の





特徴は、学生の学びの場としての機能にあると思います。旧図書館にもラーニングコモンズ「びあら」がありましたが、新図書館でもこれが発展的に受け継がれました。新図書館では、低層階は学生同士でコミュニケーションが行われる、にぎやかな空間で、上に行くほど、静かで落ち着いた雰囲気空間となるようにゾーニングがなされており、カーペットの色も各階の雰囲気に合わせて変えているそうです。PCの貸し出しも行われるようです。1回のゲートの横にはタリーズが出店しており、休み時間での語らいに利用できます。

このような立派な図書館をもてたのは、法学部の大先輩でもある故平井嘉一郎様のご令室、平井信子様からのご寄付のお陰です。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。また、吉田総長をはじめとして、ラーニングコモンズとしての大学図書館のあり方について調査研究を積み重ねられた関係各位のご尽力にも頭が下がる思いです。故平井嘉一郎様の、未来を担う若者を応援したいというお気持ちが、関係各位の情熱を駆り立て、ラーニングコモンズとしての新図書館の形をとって具現化したのだと思います。実に見事な、時空と世代を超えた連携プレーだったといえます。



開館式の最後に謝辞を述べられた二宮図書館長は、新図書館をどのように使いこなすかという、運用面での充実が今後の課題であるといった趣旨のことを言われました。全くその通りだと思います。既にいくつか、使い勝手の悪さを指摘する声も聞かれます。その中には、使い慣れによって解消される問題とそうでない問題とが混在しているのではないかと思います。研究や学習の場として活用することによって初めて、問題が発見され、それを克服する途も開けます。故平井嘉一郎様のご遺志を引き継ぐためにも、まずは、新図書館を利用することが大事です。

(法学部長 宮井雅明)



白川静文庫

## Study Group

## 研究会

2016年4月～6月

## 法学部定例研究会：

- 16年 5月 6日 第1回民事法研究会：谷江 陽介氏「締約強制の理論—契約自由とその限界」
- 16年 5月 7日 刑事立法研究会：水藤昌彦氏・木下大生氏・森久智江氏「地域生活定着支  
～ 8日 援センター全国調査の結果と今後の研究について①」
- 16年 5月 11日 特別講演会：高木新二郎氏「現代社会における法律家の役割-事業再生と  
民事司法にかけた熱き思い」
- 16年 5月 13日 第1回最高裁研究会「現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基  
盤—司法行動・制度改革の実証的研究—」：斎藤浩氏「原発訴訟と裁判官  
人事」、吉村良一氏「福島事故に対する賠償訴訟の現状」
- 16年 5月 19日 法学講演会：竹中俊子氏「アメリカ特許法における属地主義と礼讓  
(Comity)」
- 16年 6月 17日 第2回民事法研究会：吉村良一氏「民法714条責任（監督義務者責任）の  
再検討—最高裁2判決をてがかりに」
- 16年 6月 30日 第2回最高裁研究会「現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基  
盤—司法行動・制度改革の実証的研究—」：市川正人氏「わが国における『司  
法審査と民主主義』論の経緯と展望」

## Research Grant

## 科研費

2016年度

- 基盤研究 (B) 規範形成・社会的意志決定フォーラムとしての医療・科学訴訟の実証的・比較  
法的研究  
研究代表 渡辺 千原
- 基盤研究 (B) 家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証  
研究代表 二宮 周平
- 基盤研究 (B) 国連海洋法条約体制の包括的分析—条約発効20年の総括と将来への展望  
研究代表 薬師寺 公夫
- 基盤研究 (B) 現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基盤—司法行動・制度改革の  
実証的研究  
研究代表 市川 正人
- 基盤研究 (C) 生命倫理問題におけるソフトローの意義と実態に関する研究  
研究代表 平野 仁彦
- 基盤研究 (C) 人権条約の実施実現に向けた国際実施機関と国内実施機関の建設的対話  
研究代表 徳川 信治
- 基盤研究 (C) 刑事司法における再犯リスク概念の明確化と評価方法の適正化に関する比較法  
的研究

- 研究代表 森久 智江
- 基盤研究 (C) 政党不信の政治思想史的研究—ウェーバーとキルヒハイマーを中心にして  
研究代表 野口 雅弘
- 基盤研究 (C) 空項の意味論／語用論的研究  
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) ドイツにおける人権の私人間効力論の再検討—労働関係を基点として  
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 規範履行確保手続の重要性  
研究代表 吾郷 眞一
- 基盤研究 (C) 医療訴訟における専門的知見活用策の比較法的研究—書面鑑定と交互尋問を超えて  
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (C) ウェストミンスター・モデル諸国と日本における議会慣習の国際比較  
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) ベトナム戦争期の日・ビルマ・米関係—戦後日本の国際秩序構想の特質  
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) つながりを構築するプロジェクト授業がドイツ語初学者の学習意欲に及ぼす効果の研究  
研究代表 田原 憲和
- 基盤研究 (C) 行政参加手続の新展開  
研究代表 正木 宏長
- 基盤研究 (C) イノベーション政策下における国家・大学間関係に関する公法学的比較研究  
研究代表 中島 茂樹
- 基盤研究 (C) 行政責任の拡大とそれに伴う損害の法的調整に関する日仏比較研究  
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 米国厳罰政策の転換がわが国の少年司法に及ぼす影響に関する研究  
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (C) 黙秘権放棄が認められる法的・制度的条件についての研究  
研究代表 渕野 貴生
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任  
研究代表 清水 円香
- 若手研究 (B) 受命判事の視点からみた大審院判決  
研究代表 木村 和成
- 若手研究 (B) 候補者の民族背景が投票行動に影響を及ぼす政治的条件の解明  
研究代表 村上 剛
- 若手研究 (B) 著作権法における属地主義とその限界に関する多元的考察  
研究代表 畑中 麻子
- 研究成果公開促進費 (学術図書)  
人の国際移動と現代日本の法—人身取引・外国人労働・入管法制  
研究代表 大久保 史郎



立命館ロー・ニューズレター  
第81号 (2016年6月)  
編集：立命館大学法学会  
ニューズレター編集委員会 (法学部研究委員会)  
発行：立命館大学法学会  
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1  
TEL：075-465-8177  
FAX：075-465-8294  
URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/  
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)